

尾鷲市建設工事入札参加資格者格付要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者（尾鷲市会計規則（昭和41年規則第4号）第70条及び第71条の規定により、入札参加資格者の名簿に登載された者をいう。以下同じ。）の格付の方法及び基準並びに建設工事の発注基準について定める。

(格付対象業種)

第2条 格付は、次の各号に掲げる建設工事の入札参加資格者のうち、市内に本店（登記）を有する者について行なう。

- (1) 土木工事業
- (2) 建築工事業
- (3) 舗装工事業
- (4) 管工事業
- (5) 鋼構造物工事業

(格付の方法及び基準)

第3条 格付は、設計金額に応じて建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下「経営事項評価点数」という。）及び技術等評価点数（工事成績の点数、資格・指名停止期間の点数の合計点をいう。）を合計した総合点及び技術職員数、年平均完成工事高（土木工事及び建築工事のみ適用）により決定するものとする。

2 前項の経営事項評価点数及び技術等評価点数の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 経営事項評価点数 審査基準日（当該事業者の決算）が、格付を行う日が属する年の前々年の10月1日から前年の9月30日までの期間に該当する経営事項審査総合評価点数とする。なお、許可行政庁に総合評定値（P）を申請していない者にあつては、経営事項評価点数を計上しないものとする。

(2) 技術等評価点数 格付を行う日の直前1年間（以下「対象期間」という。）に完成認定を受けた1件130万円以上の第2条各号に該当する工事で、尾鷲市建設工事検査規則に基づいて評点された工事種別毎の成績の平均点に、別表1に定める値を加算、減算した工事成績の点数と、対象期間中に資格・指名停止及び指名見合わせ（以下「資格・指名停止等」という。）の措置がなされた場合に、当該期間に対応する別表2に定める点数の合計点とする。

(格付によるランク)

第4条 格付された者に対するランクは、別表3のとおりとする。ただし、次に該当する場合は、格付によるランクの調整を行うものとする。

(1) 格付によるランクの変更は、昇格については1ランクのみ、降格については無制限とする。

- (2) 対象期間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した者については、当該ランクより1ランク下位へ格付する。
- (3) 対象期間において、資格・指名停止の処分を受けた者については、前回格付したランクの上位へ格付しないものとする。
- (4) 格付を行う日の直前2年間において、2回以上資格・指名停止の処分を受けた者（第2号に該当する場合を除く。）については、当該ランクより1ランク下位へ格付する。
- (5) 同族会社（尾鷲市工事請負人資格・指名審査会において、同族会社と判断された会社をいう。）を同じランクに格付することは出来ない。なお、点数の低い業者を当該ランクより1ランク下位へ格付する。

（新たに入札参加資格者となった者の格付の調整）

第5条 新たに入札参加資格者となった者（工種の業種追加を含む。）に対するランクの格付を行う場合は、次年度の最下位のランクに格付する。

（格付の決定）

第6条 格付は、尾鷲市工事請負人資格・指名審査会において決定する。

（格付の回数及び有効期限）

第7条 格付を行なうのは1年に1回とし、その有効期限は、格付を行った日から次に格付を行う日の前日までとする。

（格付名簿）

第8条 格付を行ったときは、入札参加資格者の名簿に登録し、入札参加資格者に通知するものとする。

（建設工事の発注基準）

第9条 ランクに対応する建設工事の発注基準は別に定めるものとする。

附 則 <平成8年4月1日要領第一号>

この要領は、平成8年度の格付から適用する。

附 則 <平成12年4月2日要領第一号>

この要領は、平成12年4月2日から適用する。

附 則 <平成16年4月8日要領第一号>

この要領は、平成16年4月8日から適用する。

附 則 <平成20年4月2日要領第一号>

この要領は、平成20年4月2日から適用する。

附 則 <平成25年6月1日要領第一号>

この要領は、平成25年6月1日から適用する。

附 則 <平成27年6月1日要領第一号>

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

附 則 <平成30年6月1日要領第一号>

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 <令和3年6月1日要領第一号>

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

工事成績		点数
以上	未満	
0	50	-20
50	55	-15
55	60	-10
60	65	-5
65	70	0
70	75	5
75	80	10
80	85	20
85	90	30
90	95	40
95	100	50

別表 2 (第 3 条関係)

資格・指名停止等の期間	点数
3ヶ月以上	-10
1ヶ月以上3ヶ月未満	-5

※資格・指名停止等の期間が1ヶ月未満の場合は1ヶ月として判定する。

別表 3 (第 4 条関係)

①土木工事

ランク	格付基準
A	①総合点800点以上 ②年平均完成工事高1億円以上 ③1級技術者3名以上
B	①総合点600点以上 ②年平均完成工事高3,000万円以上 ③2級技術者2名以上
C	①総合点500点以上 ②年平均完成工事高500万円以上 ③2級技術者1名以上
D	上記以外のもの

②建築工事

ランク	格付基準
A	①総合点720点以上 ②年平均完成工事高3,000万円以上 ③1級技術者1名以上及び2級技術者1名以上
B	①総合点560点以上 ②年平均完成工事高1,500万円以上 ③2級技術者1名以上
C	上記以外のもの

③管工事（水道工事除く）

ランク	格付基準
A	①総合点550点以上 ②1級技術者1名以上
B	上記以外のもの

④舗装工事

ランク	格付基準
A	①総合点700点以上 ②技術職員数3名以上
B	上記以外のもの

⑤鋼構造物工事

ランク	格付基準
A	①総合点550点以上 ②技術職員数1名以上
B	上記以外のもの

※各ランクの格付は、上記格付基準の全てについて満たしていなくてはならない。